



家と屋敷地(中)

長谷川, 善計

(Citation)

社会学雑誌, 2:70-86

(Issue Date)

1985-03-01

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81010715>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81010715>



家と屋敷地(中)

長谷川善計

二 名子制度と屋敷地

ながく心に残る本との出逢いということは、そう多くあることではない。すぐに思い浮ぶくらいのもものは十指にも満たないであろう。それほど稀有なことのようと思われる。有賀喜左衛門氏の『南部二戸郡石神村に於ける大家族制度と名子制度』は、私には、そのような本のひとつである。

私は、この本に最初に接したとき、その序文の美しさにまず魅せられた。それは、昭和一〇年の夏と翌一年の冬に石神村の調査に訪れた際の経過と模様を誌し、この調査にあたっての自己の視点を簡潔に述べたものであるから、内容としては、多くの実証研究の著書の序文とそうちがったものではない。けれども、雪深い山村での人びととの出逢いや村の情景を見事に浮び上がらせながら、そのなかで調査者としての自己の姿を客観的に叙述したこの序文は、ひ

とつの文芸作品でもあるように感じられた。若き日に美術や文芸に心をよせた有賀氏のゆたかな感性と、誠実でふくよかな人柄とが文中によくあらわれていて、その後もなかく私の心に快い余韻を残すものであった。

そして、本文を読みすすむにしたがって、この本が、通常の学術書よりはずっと平易で簡潔な叙述をしながらも、東北の小さな山村の農民たちの生活組織や村落構造の全貌を過不足なくあざやかに描きだしていることも、私にはひとつの驚嘆であった。それは、村落の「社会構造」を見事に描きだしたモノグラフとして、社会的に貴重な価値をもっている。

しかし、このモノグラフが貴重な価値をもっているのはそのことだけによるのではない。そこに描きだされている山村の構造は、たしかに時間的には昭和一〇年時点に存在したものであり、その分析手法も、歴史的なものではなく共時的な構造分析である。それにもかかわらず、そこに描

きだされたものは、「名子制度」という近世初期の日本の村落に広範に存在した社会制度を根幹にして織りなされた村落構造の全貌である。したがって、それは、たんに社会学的意義だけではなく、同時に近世初期の名子制度やその村落構造の理解という歴史学的な意味においても貴重な学術的価値をもっていることを、私はのちに家や同族団の社会史的な研究にかかわるようになってから深く識るようになった。ことに、このモノグラフが、農民たちの日常生活のなかにある社会的諸関係や社会慣習をたどりながら名子制度とその村落構造をあらわにしたということは、それが、文書として記録されることが少なく、したがって近世文書史料だけではどうしても手のとどきにくい領域の資料を豊富にしめしているということであり、それがゆえに、断片的な文書史料のもつ意味を解釈し、文書史料のあいだの意味連関をたどるうえで、このうえもなく貴重な手がかりをあたえるものとなっている。したがって、社会学的に傑出したこのモノグラフは、同時に歴史的な照射のなかにおくことによって、いっそう貴重な学術的価値がみとめられるように思われるのである。

有賀氏が、この石神村調査をおこなった昭和一〇年頃の名子制度の問題が、学界で大きな関心をあつめた時期であつた。いうまでもなく、講座派と労農派による「日本資本

主義論争」または「封建論争」を契機にして、地主・小作関係における半封建的な生産関係がクローズアップされてきたこととかかわって、「名子小作」の問題が大きく浮び上つてきたからである。有賀氏の名子制度の研究もまた、この論争に触発されたものであつたことはみずからも語っていることであるが、この時期におこなわれた名子・被官等の従属農民の制度に関する研究としては、近世の信州伊那被官についての関島久雄・古島敏雄両氏の経済史的研究と、東北地方の名子制度の歴史研究および名子小作の現状についての小野武夫・森嘉兵衛・木下彰氏等の研究がことに有名である。

もっとも、旧南部領を中心にして、いわゆる名子小作の実態調査は、この時期からはじまったものではなく、ふるくは大正四年から一〇年にかけて木村修三氏がおこなつた調査報告論文「旧南部領の莊園類似の制度」(一九二七年)があり、農政担当官のものとしては、大正一五年に農林省小作官補であつた横山周次氏のおこなつた調査が『旧南部領ニ於ケル名子及之ニ類似ノ制度』(一九三六年)として刊行され、岩手県内務部の小作官藤巻伝之丞氏のおこなつた調査報告『特殊小作慣行名子制度刈分小作の実情』(一九三二年)もよく知られている。

ところで、これら信州伊那の被官制度や東北地方の名子制度の諸研究において、その諸制度の特徴としてあげられ

ていることは、次の三点に要約することができる。

第一に、一般小作の多くが、生産物地代の形態をとるの
にたいして、被官制度や名子制度の特徴は、なによりも、
被官や名子たちが、御館・御家・地頭・大屋などとよばれ
る主家にたいして、「徭役労働」や「賦役」といわれる労
働提供の義務を賦課されているという点にもとめられる。

たとえば、前掲の木村修三氏の論文では、「名子とは、
家屋敷、田畑、山を借りて賦役を務める者⁽¹⁾」といい、古島
敏雄氏は、「被官の御家に対する関係の中心内容は、『被
官役儀の納付』⁽²⁾と言う言葉をもって示すことができる」と
いつている。この「被官役儀」の内容は、「日手間」と「儀
札的な勤め」の二つをふくんでいる。「日手間」というの
は、御家の各種の農作業を中心にして、ときには道普請・
供使・夜番や柿落し・柿皮むきなどの労力奉仕を意味し、
その日数はまちまちであるが、古島氏のあげている例によ
ると、多いので年二〇日、少ないので年四日である。この
労働日の食事やその代りとしての食糧は御家から支給され
るが、賃金はなく、農具は原則として被官が自分のものを
もつていく。これにたいして「儀札的な勤め」というのは
歳暮・年始にあたって御家にあいさつにいく際に桶・食櫃
・水杓子等の道具類や薪、あるいは大豆・米・粉等をもつ
ていくほか、御家の墓掃除・煤払い・味噌握り・冠婚葬祭
時の手伝などの奉仕が義務づけられていることである。こ

れも、労働日には御家で食事が用意され、祝祭日には酒食
が振舞われるが、もちろん無給である。

これら被官役儀の内容は、名子の賦役とほぼ同じもので
ある。したがって、小野武夫・森嘉兵衛氏も、名子制度の
本質は、「借用せる土地家屋敷その他のものに対する永久
的世襲的受益権を与えられたる名子が、その貸主（地頭）
に對し勞務を提供することを約したる点にある⁽³⁾」といつて
いる。木下彰氏も同様に、「名子制度の本質は、農民がそ
の主要なる生産手段としての土地、および家屋敷、時には
農具・家畜等の労働手段をも分給され、これらを基礎とし
て独立の経営を行い、貸主としての地主に對して賦役を提
供し、かつ世襲的に隸属する關係にあつた。換言すれば、
永代的な主従關係と徭役労働とがこの制度の基礎をなす⁽⁴⁾」
と定義している。

そして第二に、木下氏のこの定義にみるように、被官や
名子の賦役が、つよい身分的主従關係のもとにおこなわれ
たことも、諸研究において一致して指摘されていることで
ある。木村氏は、一方で地頭が名子にたいして保護をし面
倒をみることをあげながらも、他方、地頭が名子の結婚や
転業・移住から私生活の細かなことにまで権勢を振うこと
をあげて、「昔からの主従の如き關係が名子の要素である⁽⁵⁾」
という。小野・森氏は、この点をさらに強調して、名子が
「農村社会の身分上の地位より見る時は最も隸農的であり

小作者としての身分からみても、我国に行われた小作制度中最も隷農的性質を有するもの⁽⁶⁾。といい、「地頭と名子との関係が主従的服従的絶対的で全然その自由行動を禁じられていた⁽⁷⁾」という。そして、古島氏は、被官が土地に付着したものと考えられ、売買・質入の対象になったり、御家によって田地をとり上げられ、家財關所・所払い等の制裁がくわえられること、あるいは袴・羽織・袴を許されず、御家にいっても土間より奥へ入ることを許されなかった等のきびしい身分規制が存在したことをあげながら、「主人に対する被官の關係は『忠義』である⁽⁸⁾」といっている。

しかし第三に、これらの賦役と主従的身分關係についての視角は、諸研究のあいだではかならずしも一致していない。たとえば、古島氏は、伊那被官の研究を、のちに同氏の『著作集』に収録するにあたって執筆された「解題」のなかで、「特殊小作慣行である御館（御家）・被官制度について、それを大家族制としてだけ扱う通説には疑義を感じており⁽⁹⁾」と書かれているように、御家と被官の身分的主従關係を、大家族（同族団）における本家・分家關係のそれとみるよりも、むしろ、被官が身分的強制によって御家の田畑に付着したものとされ、被官の耕作地はもとより、事実上の所有地もすべて御家の「内付の關係」として強い隷屬性のもとにおかれた面が強調されている。したがって被官役儀としての賦役も、人身的支配にまでおよぶ強い制

裁と強制にささえられた隷屬關係のもとにおける「労働地代」としての性格をもつものとして意識されている。そして、この認識の背後には、西欧經濟史における労働地代形態から生産物地代形態への変移というシェーマが暗黙の視野構造として存在していたといえる。

これにたいして、木村氏が、「名子並に其の賦役で地主が大作をする制度は欧州中世紀の莊園と可成り似て居る⁽¹⁰⁾」といわれているのは、おそらく古島氏と同様に、名子の賦役を労働地代に比定されているように思われるが、しかし他方では、地頭と名子との主従關係を「一族族の中の分家に当るものではなかったろうか⁽¹¹⁾」とも推察されている。

この点について、小野・森氏は、もつと明確に、名子は「かつて大家族を収容していた大家屋の一員であつたものが、後分裂し長屋又は小屋に分家した⁽¹²⁾」ものであると推断されている。つまり、歴史的には、「大家族の中から隷屬的譜第の奉公人又は家人或は血縁者⁽¹³⁾」が分裂・分家して名子になったというのである。しかし、名子が地頭の大家族の一員であつたからといって、その主従關係は、木村氏のいうように支配關係の弱いものではなく、分家として名子になる以前の大家族の一員であつた段階から強い支配隷屬關係があり⁽¹⁴⁾、さらに分家に際しても、「私有権を分与されることなく分家⁽¹⁵⁾」させられたため、地頭と名子との關係が前述のごとく、主従的服従的絶対的であつたとされるので

ある。そして、木下氏のばあいも、この点については、小野・森氏の説を容認されている。⁽¹⁶⁾

有賀喜左衛門氏が、石神村調査をされた昭和一〇年頃の名子・被官制度についての理論状況は、簡単に要約するとほぼ以上のようなものであった。

しかし、これらの諸理論には、はっきりと説明されていない三つの大きな問題がある。もちろん、それらの問題点は、今日でもまだ不問に附され、未解決のまま放置されているのであるが、その第一の問題は、被官や名子の役儀がなぜに「賦役」という「労働形態」をとるのかという問題である。第二は、御館・御家・地頭・大屋などとよばれる主家と被官・名子との関係が、なぜに「身分的」な主従関係や支配従属関係となるのかということである。いいかえれば、これまでの諸理論では、「家屋田畑等の賃借関係」が、両者の間の経済的な支配隷属関係として存在することは説明しても、それが、なぜに「身分的」な関係となるのかということについては、少しも説明できていないように思われるのである。さらに第三の問題は、主家と被官・名子との関係が、なぜに「家的関係」という性格をもつかという問題である。小野・森氏の所説は、前述のように被官や名子の家族（分家）が分立する以前には、それらをもふくんだ主家が大家族に同居する大家族であったという

想定・前提として、それが「家族的関係」であることを論証しようとするのであるが、今日では、そうした想定自体が誤りであることがはっきりしている。それでは、「家的関係」という性格が存在しないのかといえ、それを否定することもできない。してみれば、主家と被官・名子との関係における「家的関係」は、いったいなにに由来するのかということが問題となる。

この三つの問題は、いうまでもなく、被官制度や名子制度の理解にとつて根本的な問題であり、それが未解決であるということは、結局、これらの制度の現象形態は明らかにされても、その本質理解は、いぜんとして未解決のままに放置されているということである。

そこで、以下の論述の結論をさきどりしていえば、この三つの問題は、いずれも「屋敷地」の問題と深くかわつており、被官制度や名子制度において「屋敷地」がもつていた意義を説明することによって、これら三つの問題も説明することができるということである。小論の主たる目的は、まさにこの点にある。

たしかに、関島・古島両氏の『徭役労働の崩壊過程』は被官・名子とよばれる従属農民の制度の実態や、その崩壊過程について、われわれに多くの貴重な知識を提供してくれた。しかし、上記のような本質理解のためには、むしろ

この著書の刊行三年後の昭和一六年に『社会経済史学』誌に発表された古島敏雄氏の小論文「徳川初期に於ける農民の家族形態―信州南部を例として―」のほうが、より有効な手がかりとなる。

この論文で、第一に注目すべきことは、その冒頭で、徳川時代の為政者が、徴税・警察その他の見地から、法制的に、その責任主体の社会的単位として「家」という認定をおこなったが、それは、「本百姓」あるいは「百姓株」という言葉で表現されたと古島がいっていることである。ここでは、なに気ない書き方をされているが、農民の家が、法制的には「百姓株」として表現されていたということは、家の重要な側面を指摘しているといえる。というのは、「家」は、その内部的な関係（インターナル・システム）としては、世代的に継承される家族関係の集団や、祖先相伝の家産を基盤として展開される生活集団や経営体として存在するが、村落や法制的支配構造等にたいする対外的な関係（エクスターナル・システムとの関連性）においては、家は制度化されたひとつの権利・義務の社会的単位として存在する。それが「百姓株」としての家の側面である。もちろん、現実には、この内部的な関係と対外的な関係とは結合して機能しているのであるが、「百姓株」としての家は、特定の家族集団とかならずしも不可分なものではない。現実には家族員の存在を欠いても、「家」は存続するといわ

れるばあいの家は、よくいわれるように「家名」という名目的存在としてのみであるのではなく、「百姓株」として公認され固定化された対外的な権利・義務の社会的単位としての存在をさしており、農民の家における「家名」は、この「百姓株」を表示し表象するものとして存在することが多い。そして、日本の「家」が、一方では、家族集団やその世代的連続体として存在し、そこには親族関係の原理と秩序をもちながらも、その原理を、非親族のものにたいしても「擬制的」に拡大して家のなかにとりこむため、親族関係の原理が比較的ルースになるのは、日本の家が、他面において、「株」としての側面をもち、この側面から強く規制されてくることに帰因するのである。いずれにしても、日本の「家」の考察は、親族関係と株という二つの側面の構造的な連関性においてなされなければならないということである。

ところで、この「百姓株」は、近世初期の本百姓体制や役屋体制のもとでは、「役屋敷」とむすびついていたということが、第二に重要な点である。つまり、自己の「役屋敷」を所有（所持）するものが、本百姓の「身分」なのである。ここに、「家」―「百姓株」―「屋敷」―「身分」の四つの緊密な結合関係がある。

これを、この論文で対象とされている信州伊那郡御堂垣外村についてみると、この村は街道に面した宿場であるが、

この村では、明暦三年（二六五六年）の検地の際に、壹正壹人前の「屋敷」が定められ、その「屋敷」を単位に宿場役（宿の馬役）が賦課されることになった。このばあい、壹人前の馬役は、一つの「屋敷」を単位にして賦課されるのであるから、同一人が二つの役屋敷を所有しているばあいは、二人分の馬役を勤めなければならぬし、逆に、一つの役屋敷を兄弟二人が分割相続で所有しているばあいは、各人が半役づつ勤めればよいことになる。

そして第三に、これらの役屋敷には、本百姓身分の世帯だけが居住しているのではなく、門屋敷とよばれている附随の家屋には、「門屋」といわれる従属農民身分の世帯も同居している。このばあい、大事なことが二つある。そのひとつは、「屋敷」といわれるばあい、「屋敷地」を意味するばあいと、「家屋」を意味するばあいの二種の意味があるということである。そして、この二種の意味を明確に区別することは、近世初期の本百姓身分と従属農民身分との「身分」区分にとって決定的に重要なことである。この垣外村の例でいえば、前者の馬役が賦課される「役屋敷」とは、「屋敷地」のことであり、その所有と役の賦課との権原は、屋敷地が検地帳に登録されていることにある。これにたいして、後者の「門屋敷」というのは、本屋にたいする附属の建物としての「家屋」を意味することがある。

いまひとつ大事なことは、これら門屋敷に住むものもそ

れが「門屋」という従属的農民身分であるということ、少くとも「世帯」としては、本百姓の世帯からは分離され相対的に独立したものとしてみなされているということである。たとえば、名子や被官など従属農民身分のものの「分家」とか、それらをさして「家持下人」という言葉がしばしば用いられるが、これらの「分家」とか「家持」というばあいの家は、一軒前の独立した家意味するのではない。ひとつの独立した「百姓株」としての家意味するものではない。それは、「世帯」として分離され、消費生活が相対的に独立しているという意味であり、その多くのばあいは、小屋や長屋のような「住居」の独立をとまなっている。「屋敷」という言葉に二種の意味があるように、「家」というばあいも二種の意味がある。

ところで、これら附属家屋としての門屋敷は、かならずしも、役屋敷のなかにあったとはいえず、その外部にあることも多い。ただし、「屋敷地」というのは、たんに「宅地」だけを意味するのではなく、園地をふくんでかなり広大な面積になることも少なくないから、本屋や本宅からの距離だけでは、屋敷内であるのか外であるのかは判断しかねるが、御堂垣外村で、内門屋と外門屋という二種の語があるのは、役屋敷の内と外とに居住する門屋を区別したものであろうと古島氏は推測されている。

さらに第四に、これら門屋とよばれる従属農民身分のもの

のには、本百姓の親族関係者と、非親族の家持下人的なものとの二種のものがある。古島氏のこの論文では、本百姓の親族の門屋とはつきりわかるものが二例あげてある。そのどちらかが隠居分家である。

このように、門屋等の従属的農民身分のなかには、本百姓の親族関係者がいたことは、前述の小野・森氏が、大家族から名子として分家したもののなかに「血縁者」があげられていたことによつてもわかるのであるが、この点は、拙稿でも、寛文三年（一六六三年）の信濃国佐久郡本間村人別帳でその例が多いことをあげておいたが、この例は他の地方の研究でも多く指摘されてきたことである。つまり、本百姓の兄弟・息子、あるいは父や祖父であっても、「屋敷地」をまだ所有しなかったり、あるいは息子等にゆづつて隠居分家をしているばあいには、従属的身分なのである。したがつて、これら親族の従属的身分のものなかに、親からの相続や分与、あるいは稼ぎどりによつて高をもち、ときには自身の下人をも抱えて、経営的にはまったく自立しているとみられるものも少なからずあるし、非親族の従属農民のなかにも、本百姓に比敵するような高持もないわけではない。

以上の考察をつうじて、第一にいえることは、被官・名子・門屋という従属農民制度は、御館・御家・地頭・大屋

との私的な・経済的・関係として存在すると同時に、あるいはその前提として、少くとも近世初期においては、法制的にも、また事実上の村落慣行としても、公的・社会的な「身分関係」として存在していたということである。

そして第二に、この「身分関係」において、「屋敷地」の所有が決定的な意味をもち、その所有者として公認されたものが本百姓身分であり、自己の「屋敷地」の所有が公認されていないものは、被官・名子・門屋・抱・家抱等、地方によつてその名称はさまざまであるが、従属的身分として、本百姓身分のものの下にくみこまれているのである。

第三に、「屋敷地」の所有・非所有が、身分的關係において決定的な意味をもつということは、百姓株が「屋敷地」を基盤にし、単位にして設定されているからである。そして、百姓株は「家」の重要な一側面であるから、「屋敷地」は「家」の基礎的な単位でもある。それゆえ、「屋敷地」は、身分的關係と同時に家的關係という二重の性格をあわせもっているのである。

まえに紹介したように、小野・森氏の論文では、地頭と名子とのあいだに「家族的關係」がみとめられた。しかし、このばあいの「家族的」というのは、親族關係としての家族を意味するのではなく、正確にいえば「家的關係」ということであろう。それを、小野・森氏は、名子が分立する以前に一つの大家族に共住する大家族を想定すること

によって論証しようとしたのだが、地頭と名子とのあいだの「家的関係」は、そんなところから生じたものではない。名子が、自己の独立した屋敷地を所有しておらず、地頭の屋敷地のもとに住んでいるということによって、名子は従属的身分であると同時に、地頭とのあいだに家的関係をもつことになったのである。つまり、屋敷地を媒介として、名子は、地頭の家関係のなかに従属的にくみこまれているのである。

ことに、「屋敷地」は、前節でもふれたように、古代律令制の公地・公民の制度のもとでも、つよい私的所有権がみとめられた土地であり、土地の私的所有の始源は、この「屋敷地」にある。そして、この「私的」とは、個人ではなく、「家集団」としての所有であるから、「屋敷地」の給与が、家的な主従関係をとるむすび、人身的な支配関係の媒体としての意味をもつことは容易に推察できる。

このことは、近世初期の領主と本百姓との関係についてもいえることであろう。もちろん、このばあい、本百姓の屋敷地にたいする私的所有権は、事実上において強固なものであるが、領主的支配権のもとにあるかぎり、農民の屋敷地が、検地帳に登録され、その下地の所有権が公認されるといふことは、論理としては、中世武士の本領安堵とおなじ意味をもち、その屋敷地の住居者が領主的支配権と知行権のもとに従属するという人身的支配従属関係が成

立したことになる。したがって、屋敷地の所有が公認され本百姓身分を獲得したことは、領主にたいする奉公Ⅱ夫役の義務をおうことになる。そして、屋敷地の私的所有者たる本百姓と、屋敷地を給与された被官・名子等の従属農民とのあいだにおいては、その屋敷地が、本百姓の「私的所有」に属するだけに、その支配従属関係は、いっそう私的Ⅱ家的性格をおび、人身的支配の性格もいっそう強くなるのである。

さらに、第四に、結論をさきどりした形でいえば、被官や名子の役儀が、なぜに「賦役」という労働形態をとったかということに関連して注目しておかなければならないことは、「屋敷地」の所有を公認された本百姓身分のもの、その公認のゆえに、御公儀（大名あるいは幕府）にたいして、やはり労働形態での「夫役」を賦課されているのである。さきの伊那郡御堂垣外村では、本百姓の負担として賦課されている宿の馬役である。そしてつぎに、被官・名子・門屋・抱等の従属身分の農民たちは、本百姓から屋敷地を給与されている（借りている）ことによって、本百姓にたいして「賦役」が賦課されているのである。つまり、「屋敷地」をめぐる、本百姓から御公儀にたいする夫役との被官・名子等の従属農民から本百姓にたいする賦役との「二重の労役」が存在するのである。ここで、「賦役」という労働提供の形態が、「屋敷地」と密接な関連性をもつ

ていることがわかる。

しかし、「屋敷地」と「賦役」との密接な結合関係は、なにも近世初期の本百姓の役屋体制と被官・名子制度にはじめてあらわれたとはいえないであろう。むしろ、その歴史の先行形態は、前節でもふれておいたように、中世の「在家」のなかに典型的にみられるものである。近世初期の領主と本百姓とのあいだにおける、また本百姓と従属農民とのあいだにおける「屋敷地」を媒介とした「賦役」の賦課は、中世の「在家」のなかに典型的にみられた原理の継承と再編成にほかならないのである。

この中世の「在家」のことは、次節でくわしくとりあげますが、そこに貫徹している原理とは、一言にしていえば、「賦役」とは、「屋敷地」を媒介にした住民にたいする人身的支配であり、その労働力の収取ということである。古代律令制のもとでは、戸籍計帳による直接的・個人的な人身支配と徭役労働の収取がおこなわれたのにたいして、中世の「在家」は、「屋敷地」という土地を媒介とし、そこに居住する家族集団を単位として人身的支配と収取がおこなわれたところにその特質がみられるのである。したがって、田地や畠地にたいする収取が、米や絹（桑）・麻・苧等の生産物の形態をとるのにたいして、「賦役」は、田地や畠地を基盤とした支配・収取ではなく、それが「屋敷地」の給与を媒介としているということは、「人身的な支配と

収取」を意味しているのである。そこに「賦役」の本質的意味があるのであって、田畠の貸借関係から「賦役」が生じているのではない。そして、田地・畠地を基盤とし、その給与や貸借関係から生じる生産物形態での収取と、「屋敷地」の給与や貸借関係を媒介とした人身的支配とその労働力の収取としての「賦役」とは、ほんらいの系統の異った二つの支配・収取の体系であって、わが国においては、一般に中世から近世初期にかけてこの二つの支配・収取の体系が、同時に併存していたのである。その意味で、被官や名子の「賦役」は、田地・畠地の貸借関係を基盤としたものでも、その表現でもなく、「屋敷地」の給与・貸借関係を基盤とした「親方・子方」という「人身的支配従属関係」の表現として理解されなければならないのである。

したがって、「屋敷地」を媒介とした支配従属関係は、前述のように、第一には「身分関係」的な支配従属関係であり、第二には「家的関係」としての支配従属関係であり、そして第三には「人身的」な支配従属関係という三重の意味を重層的・構造的にもっているのである。

もっとも、この支配従属関係は画一的なあらわれ方をするものではなく、前述のように、親族的な被官・名子・門屋であるばあいと、非親族の家持下人的なそれとは異ってくるし、同じ非親族の家持下人的なそれであっても、譜代的なものや、屋敷地の永代売りによるもの、あるいはワ

ラジニギ的なものなど、その成因による関係のちがいによって、支配・従属の強弱は、現実にはさまざまな度合があるであろうが、なぜに被官や名子の役儀が「賦役」という労働形態をとったのかということや、古島氏や小野・森氏等が強調されているように、被官・名子のつよい隷属性は結局、上述のような「屋敷地」がもっている意味構造から理解し説明されなければならないと考えられるのである。

しかし、さきに紹介したように、木村修三、古島敏雄、小野武夫、森嘉兵衛、木下彰の諸氏等の研究のいずれにおいても、屋敷地の給与と、田畑の借用とを区分することなく、被官や名子の「賦役」が、「田畑・山林・家屋敷」の借用または分給によって生じるものと考えた。

それは、第一には、前述のように、被官や名子制度への着目が、まず、大正期における「小作慣行調査」としてはじまり、昭和期にはいと、「資本主義論争」とのかかわりから地主・小作関係の究明の一環として発展してきたため、この研究は、法制史的な研究としてではなく、主として農業経済史的な視点のみからとりあげられ、被官や名子の「賦役」は、「特殊小作慣行」や「名子小作」として問題になってきたからであろう。

しかし第二には、私自身、被官や名子の「賦役」が、「屋敷地」を媒介にした人身的支配と収取の体系であることに

気づいたのは、古代・中世史についての石母田正氏や永原慶二氏等の諸著作に接することによってであるから、被官や名子の「賦役」がもっている意味理解は、むしろ古代・中世史の研究の進展をまつほかなかったのかもしれない。

さらに第三に、古島氏の『徭役労働の崩壊過程』をみると、土地にたいする被官の関係としては、御家から被官にたいする給付としての「宛行地」と、普通小作地の借用の二種のものがあつたことを文書史料から明確に析出しているが、各被官の宛行地の面積や、被官自身の所有地の面積は、公的な土地文書では、すべて御家の「内付」となっているため正確に算出することができず、まして分給された屋敷地については、それを明確にしうる文書史料が残存しないという文書史料からの制約があつたことも大きな原因であろう。

しかし、この点については、有賀喜左衛門氏の石神村調査は、現状調査であるだけに、明確で詳細な資料を提示している。それによると、名子の土地にたいする関係としては、第一に「屋敷地」があるが、これは宅地と周辺のサイモノバタ（菜園）とをあわせたものであり、その菜園の作物はすべて名子の自用に属する。そして各人の屋敷地の面積が書きあげられているが、もっとも広いのは一八六坪、最小は二六坪で、かなり広狭の差がある。このうえに建てられた家屋については、子どもの頃から大屋の召使として

奉公し、子持ちの年頃になって大屋から分家してもらった「分家名子」のばあいは、大屋から家屋が与えられるが、屋敷だけを借りている「屋敷名子」のばあいは家屋を自分で建てる。旧幕時代には、名子の家屋には、一軒屋敷と半軒屋敷の別があつて、前者は建坪四〇〇四五坪、後者は一五〇二〇坪であつたが、旧幕時代の名子の家屋は、一般には半軒屋敷以下のものが普通であつたといわれる。そして有賀氏の調査した大屋の分家名子の家屋は、大きいもので五五坪、小さいもので二三坪である。大屋から与えられる家屋には畳がないから、能力のある名子は自分で調達し、それができないものは吉凶の取込みの際に畳を大屋から借りてくる。

こうした「屋敷地」のほかに、「役地(ヤクズ)」として田畑が貸与される。この役地での全収穫は名子のものとなるが、稲田二人役(一人役は五、六畝)と畑一段ないし二段歩である。してみれば、「役地」として貸与される屋敷地と田畑とは、大屋が名子の「扶養」のために分給した基礎的な土地で、これにたいして役儀としての「賦役」が賦課されているのである。この点は、屋敷名子のばあいも同様で、屋敷のほかに耕地が役地として貸与されているが、このばあいは、田がほとんど与えられず、多くは畑だけである。しかし、大屋にたいするスケ(賦役)は、分家名子と屋敷名子のあいだに差がなく、また貸与された役地の面積

の差とも無関係で、名子一戸あたり年間一〇日から一五日ていどである。

ほかに、名子は、大屋から刈分小作地を借用するが、これは名子関係とは無関係な普通小作関係の土地であるから自分の主家以外の地主とも小作関係をむすんでいる。

以上からも、名子の「賦役」が、「屋敷地」と若干の田畑とをあわせた「役地」を基礎にしたものであることは明瞭であるが、ことに、有賀氏の著作で注目すべきことは、「名子はその屋敷地を借りているかぎり、その地主に対して名子としての関係を持つのであつて、名子であることによる地主への義務は、ある量のスケを出すことが要件であるから、屋敷を地主から借りる以前には、地主と何の関係もなくとも、屋敷を借りた場合に名子としての関係が生ずる⁽¹⁸⁾」と明確に指摘していることである。

もちろん、被官や名子関係が、「屋敷地」をめぐって生じること、ほかの諸研究でまったく記述されなかつたわけではない。木村修三氏の前掲論文でも、各地の知識者からの聴取調査によるものとして、名子の賦役が、「宅地」または「屋敷」の借用にもとづくものであるという談話を五つ記述している⁽¹⁹⁾。また、古島敏雄氏の『徭役労働の崩壊過程』でも、「大正元年小作慣行二関スル調査資料」から、被官の日手間が「一宅地二付十二人ノ人夫ヲ出シ」という記述を引用し、さらに小林平左衛門の著作「信州伊

那の被官百姓」から、「昔から明治の中頃迄は屋敷年貢は之を徴せず、其の代りに一年に十二日間宛働きに來て居った」(傍点引用者)という記述が引用されている。さらに大河原村の御家前島氏の「天保四年定成年貢納所帳」のなかに、「一金三分 是ハ先々屋敷年貢去ル末年改如此ニ極候日手間も只今迄二日ニ候共、一軒並ニ相定五日宛勤候段申聞申立候、……」のあるのも引用されている。

小野武夫・森嘉兵衛氏共著の「旧南部領に於ける名子制度」では、名子の語源について種々の考察がおこなわれているが、それによると、名子は「なご」ではなく、「ながう」であるとし、天明年間の菅江真澄の遊覧記「遊遇濃冬隠」のなかに「借やかたをながうといふのは、長屋をながうと舌たみていひ……」とあるのに目をつけて、「名子とは、長屋住の者を云うのだという説は注目すべき論証である」といつている。また、岩手郡雫石地方の農村教科書として使用された川村佐平太の「百姓用向」のなかにも、「名子借屋之小百姓者」とあるのを引用して、「之は名子の入るべき長屋の名称らしく、名子借屋に住んでいる隸農的な小百姓を、譜人(自己の家屋に住んでいる自作農)と區別する為めに特にこう呼んだものらしい」といつている。したがって、「名子」の名称は、「名子が地頭の長屋住又は小屋住のものを、第三者が、譜人と區別するために呼んだ名称であることを語るものである」という。そしてこのこ

とは、「名子がかつて大家族を収容していた大家屋の一員であつたものが後分裂し長屋又は小屋に分家した事を示すものである」といつている。おそらく、小野・森両氏は、名子の長屋分居の以前の狀態としての大家族制度は、ひとつの大家屋のなかで食事等もともにする生活として考えていたらしいことは、この論文のなかでも、岩手県本宮村の名子が、徳川の末年まで食堂のようなところに集つて一緒に食事をとる風習であつたという伝聞を引用していることからもうかがえる。

森嘉兵衛氏が、名子屋敷をもつて、名子の居住する長屋や小屋等の「家屋」と解釈したことは、これ以降の数篇の諸論文にも一貫してみられるが、ことに、森氏が、有賀氏の『南部二戸郡石神村に於ける大家族制度と名子制度』についておこなつた「書評」(『社会経済史学』第一〇巻一、一九四〇年五月)では、有賀氏の著書から「名子はその屋敷を借りている限りその地主に対して名子たる關係を持つ」とか、「屋敷が他人の手に渡ればその人の屋敷名子になる」とか、あるいは「屋敷名子は大屋から屋敷を借りてもその家は自分で造らなければならず」という言葉を引用しながらも、これらの「屋敷」をすべて「家屋」と解釈して、「名子の名子たる所以は借屋住である事に基く事が明かにされた。此の点を実証的調査に依つて明かにされた事は名子制度の本質解明に多大の功獻をなすものである」(傍点引用

者」と讃辞を呈されたのである。その後でも、「屋敷を買って名子ヌケした」という有賀氏の言葉を引用したのにつづけて、「家屋を買取る事に依つて名子ヌケする事が出来るのであり、……」（傍点引用者）と書いておられる。このように、「屋敷」を「家屋」と解釈することは、さきに引用された「屋敷名子は大屋から屋敷を借りてもその家は自分で造らなければならず」ということも明らかに矛盾するのであるが、この点は、森氏のつよい思い込みというほかはない。

こうした小野・森氏の解釈は、木下彰氏にも影響をあたえ、同氏の論文「日本農業に於ける徭役労働の残存とその現代的意義」では、「名子は、本来的には、当然のことながら長屋住または小屋住の者であり……⁽²³⁾」といっている。ただ、注目すべきことは、森嘉兵衛氏のばあい、小野武夫氏との共著論文以降に執筆された論文「旧仙台藩の名子制度」では、名子に、「生産手段」と「生活手段」の永久的世襲的受益権が与えられるとしながらも、名子関係の本質が、「むしろ名子身分を決定した生活手段の貸借に依るものであった⁽²⁴⁾」といっているのは、同氏が、名子の本質が「長屋住」ないし「借家住」にあるとみたからであろう。

しかし、有賀氏が石神村調査で明確に指摘されているように、名子の名子たるゆえんは、大屋から「屋敷地」を貸与されていることにある。このことは、さらに石神村調査

によって明らかにされた三つの事実によっても裏付けられる。その第一は、「名子ヌケ」の事例である。これは、大屋の分家名子であった馬場仁太、大屋の別家（親族分家）中屋敷の分家名子であった石田勘之丞、同じく大屋の別家酒屋の名子であった土沢寅・欠端石松・佐藤喜代松の五事例があげられているが、これらはいずれもが屋敷地を所有することによって名子ヌケをしたのである。したがって、有賀氏は「高を持つことによって名子ヌケするのではなく……名子ヌケをするには屋敷の取得が最も大きな要件となった⁽²⁵⁾」といっている。第二は、この逆に、「屋敷を大屋に入れて名子になった」事例である。これは隣村の別家格名子三軒と、酒屋に屋敷を売ってその名子になった石田丑松の例である。そして第三は、酒屋から屋敷を借りてその名子であった戸田石蔵と石田春松が、昭和九年にその屋敷が大屋の所有となったために、大屋の名子になった二事例である⁽²⁷⁾。

このように、有賀氏は、石神村調査のモノグラフにおいて、名子の「身分的地位」が、「屋敷地」の貸与を基礎にしていることを事実においてはつきりとしめし、みずからもそれを明確に指摘した。また、名子の「賦役」が、「屋敷地」を中心にした「役地」の貸与によって賦課されるものであることも明確に指摘している。そして、このスケ賦役⁽²⁷⁾について、有賀氏はつぎのような解釈をしめしている。

「スケを大屋のような地主に出す現物小作料（または現物地代）のかわりの労役小作料（または労働地代）」と單純に解することはできない。また單純に賦役もしくは徭役と解することも正確ではなく、大屋と名子との關係から生ずる全体的な相互給付關係を示す言葉である。だからこれを單純に小作關係もしくは農耕に關してだけでそれを意義づけることはその意味としてはかなり局限されざるを得ない。ただ農耕に關してはスケは大屋から名子に對して行なわれず、名子から大屋に對して一方的に行われることがそれを片務的なものとしての印象を強めるが、スケは農耕に限られるものでもなく、また名子は大屋の分家（末家）であるという地位を持つことやその關係から生じた全体的な相互給付關係の上からこれをみなければ、その眞實は理解されない²⁸」。

有賀氏のこのような理解は、かれが、その民俗学的・社会学的分析の根底に「つねに据えている『生活組織』（『生活連関』）の概念に、マルセル・モースの『贈与論』における交換理論をくみこんで構成された視野構造（分析枠組）のもとになされていることは指摘するまでもないであらうが、有賀氏が、名子の「賦役」を、大屋と名子との日常生活における多様な社会的相互作用のなかのひとつの事象として位置づける広い視野からとらえることによって、それを、労役小作料（労働地代）と解釈することから免れるこ

とができたと同時に、それを家的性格をもつ主従關係的な親方・子方關係における双務關係のなかでとらえたことは前述のような当時の諸研究にくらべると、やはり一段と高く評價されるべきであらう。ことに、このモノグラフのなかで、名子にたいする「屋敷地」の貸与が、「單なる賃借人とみないで……その生活上の面倒をみようとする心情が働いている」⁽²⁹⁾と指摘すると同時に、大屋から名子にたいしてさまざまな生活物資や便宜が給付されていることを細かく記述しているのは、大屋から名子にたいする關係が、扶持・扶養と恩恵的附与であり、名子の「賦役」が、それにたいする忠誠的な奉仕義務としておこなわれていることを明らかにしたものといえる。

しかし、その反面、有賀氏の解釈には、三つの難点があるように思われる。その第一は、大屋の扶持・扶養や恩恵的附与と、名子の忠誠的奉仕義務との關係を、「相互給付的な主従關係としてのみとらえ、それとおしてはたらく支配従属と取組の關係を輕視していることである。これと関連して、第二に、名子の労働提供や奉仕を「賦役」として解することにも否定的な見解をしめしていることである。そして第三に、もっとも大きな問題点は、名子關係が、「屋敷地」の給与を基盤として発生することを明確に指摘しながらも、なぜに名子の役儀が「賦役」という労働形態をとったのかということも、大屋と名子とのあいだの主従

関係や家的関係が、なにゆえにそうした形をとってあらわれるのかということも一切説明されていない。ただ、一般抽象的に「生活依存の関係」とか、「生活関係における緊密さ」としてとらえられているにすぎない。そのことは有賀氏のばあい、名子関係が、「屋敷地」の貸与を基盤として発生するという「事実」を明確に指摘し記述しながらも、「屋敷地」がもつ意味構造についての理解を欠いていたために、名子制度に個有な特質を的確にとらえることができなかったといえる。つまり、有賀氏が名子制度にかかわる諸事象を、その基盤である「屋敷地」の意味構造との関連において相互関連の統一的に解釈し説明することができず、一般的抽象的な解釈と説明にとどまらざるをえなかったのは、結局のところ、名子制度の基盤である「屋敷地」のもつ中世以来の伝統的な意味構造の理解の欠如によるものであるといえる。

- (1) 木村修三「旧南部領の莊園類似の制度」(農業経済学会編輯「農業経済研究」第三卷二号、岩波書店、一九二七年五月四八頁)。

- (2) 古島敏雄「徭役労働の崩壊過程—伊那被官の研究—」(「古島敏雄著作集」第一卷所収、六一頁)。なお、この著作集に収録されているのは、原著書である関島久雄・古島敏雄共著「徭役労働の崩壊過程—伊那被官の研究—」(育生社、一九三八年)のうち古島氏の執筆分のみである。

- (3) 小野武夫・森嘉兵衛「旧南部領に於ける名子制度」(法政大学政経学会編「政治経済研究」第一年一号、一九三三年七月)、九六頁。

- (4) 木下彰「日本農業に於ける徭役労働の残存とその現代的意義」(「社会政策時報」第一八四・一八六・一八七号、一九三六年。木下彰「名子遺制の構造とその崩壊」御茶の水書房、一九七九年所収、一五頁)。

- (5) 木村修三、前掲論文、三三三頁。

- (6) 小野武夫・森嘉兵衛、前掲論文、九五頁。

- (7) 小野武夫・森嘉兵衛、前掲論文、九七頁。

- (8) 古島敏雄、前掲書、五四—六一頁。

- (9) 古島敏雄、前掲書、四頁。

- (10) 木村修三、前掲論文、三三七頁。

- (11) 木村修三、前掲論文、三三三頁。

- (12) 小野武夫・森嘉兵衛、前掲論文、八一頁。

- (13) 小野武夫・森嘉兵衛、前掲論文、九七頁。

- (14) 小野武夫・森嘉兵衛、前掲論文、九六頁。

- (15) 小野武夫・森嘉兵衛、前掲論文、九七頁。

- (16) 木下彰、前掲書、一五—七頁。

- (17) 長谷川善計「同族団の初源的形態と二つの家系譜—有賀喜左衛門の同族団理論の再検討—」(下)(「神戸大学文学部紀要」第一〇号、一九八三年)、八一—六頁。

- (18) 有賀喜左衛門「南部二戸郡石神村に於ける大家族制度と名子制度」(「アチックミューゼウム、一九三九年。有賀喜左衛門著作集」第三卷所収、六六—七頁)。

- (19) 木村修三、前掲論文、二八五、二八九、二九〇、二九三頁。
- (20) 「古島敏雄著作集」第一卷、六六頁。

- (21) 前掲書。六九頁。
- (22) 小野武夫・森嘉兵衛、前掲論文、七九―八一頁。
- (23) 木下彰、前掲書、一五頁、一七頁。
- (24) 有賀喜左衛門、前掲書、七一、九一、九三、九六、一〇〇頁。
- (25) 有賀喜左衛門、前掲書、一〇八頁。
- (26) 有賀喜左衛門、前掲書、六八、九七、一〇二、一〇三頁。
- (27) 有賀喜左衛門、前掲書、七一、九六、九七頁。
- (28) 有賀喜左衛門、前掲書、一三二頁。
- (29) 有賀喜左衛門、前掲書、八三―四頁。

(神戸大学文学部)